



4月1日(水)
から

スマートフォン決済サービスで 町税を納付できるようになります

3月10日から利用が可能になる水道料金と下水道料金の納付に加えて、4月1日(水)から、町税(町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)の納付がスマートフォン決済サービスでできるようになります。

■利用可能サービス

- PayB (ペイビー)
- LINE Pay (ラインペイ)
- 楽天銀行 (ラクテンギンコウ)
- PayPay (ペイペイ)

■スマートフォン決済サービスとは

利用したいサービスの専用アプリをスマートフォンにインストールし、スマートフォンのカメラで、本町から送付される払込取扱票のバーコードを読み込むことで、町税の納付ができるサービスです。

利用方法は各社で異なりますので、詳しくは町ホームページでご確認ください。

町ホームページ
検索キーワード

町税の納付



問合せ／収納対策担当 (内線1115・1116)

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	払込受領書
金額			
北海道野付郡別海町別海常盤町280番地			
別海 太郎 様			
ご依頼人		金額	支払者
		ご依頼人	別海 太郎 様
			金額
			受領印

ここに表示される
バーコードを専用アプリで
読み取ることで、スマート
フォン決済を行うことが
できます。

注意事項

- 1 領収書は発行されませんので、領収書が必要な場合は、金融機関、コンビニ等で納付してください。
- 2 納税証明書の発行に必要となる納付確認におおむね2、3週間を要するため、納付後すぐに納税証明書を発行できない場合があります。お急ぎで納税証明書が必要な場合は、役場出納室、税務課窓口で納付願います。
- 3 パソコンやフィーチャーフォン(ガラケー)では利用できません。
- 4 利用時に手数料はかかりませんが、アプリのインストールや決済時のインターネット通信料は利用者の負担となります。



軽自動車税(種別割)の 届け出について

廃車などの手続きは お済みですか

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在に軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪小型自動車)を所有している方に納めていただく税金です。

自動車税と異なり、軽自動車税には月割課税制度がなく、4月1日現在の所有者だけに課税されます。4月2日以降に軽自動車等を所有した場合、その年度は課税されませんが、**4月2日以降に廃車等をしてその年度の税金は全額納めていただくこととなります。**

使用できない状態で、今後も使用する見込みのない軽自動車等をお持ちの方、または廃棄、譲渡、紛失等の事情で所有する軽自動車等がお手元にない方で手続きがお済みでない場合は、次年度以降も課税されることになりますので、廃車等の手続きを済ませてください。

なお、軽自動車等の手続きについては、車種ごとに届出先が異なりますのでご注意ください。

1 原動機付自転車(125cc以下)および小型特殊自動車(トラクター、フォークリフトなど)

■届出先

別海町役場総務部税務課

TEL 75-2111 (内線1111・1112)

西春別支所

TEL 77-2131

尾岱沼支所

TEL 0153-86-2166

■手続きに必要なもの

廃車する場合 ①標識(ナンバープレート)
②標識交付証明書 ③印鑑

譲渡する場合 ①新・旧所有者の印鑑
②旧所有者の標識交付証明書
③標識番号を変更する場合は標識

※標識等がない場合は、届出先へお問い合わせください。

2 軽自動車(250cc以下の軽二輪、660cc以下の軽四輪)

■届出先 釧路軽自動車協会

釧路市鳥取大通6丁目1番1号 TEL 0154-51-0745

■手続きに必要なもの 届出先にご確認ください。

3 二輪小型自動車(250ccを超えるもの)

■届出先 釧路運輸支局

釧路鳥取大通6丁目2番13号 TEL 050-5540-2005

■手続きに必要なもの 届出先にご確認ください。

問合せ/課税担当 (内線1112)



縦覧制度とは、自分の資産の評価額が適正であるか客観的に判断するため、他の資産の評価額と比較できるように、土地と家屋の固定資産価格の帳簿をご覧いただく制度です。

■縦覧できる内容（地番を指定していただく必要があります。）

【土地】地目、地積、評価額など 【家屋】建築年、床面積、評価額など

■縦覧できる人 固定資産税の納税者、固定資産の共有者、委任を受けた代理人です。

なお、縦覧には運転免許証などの本人確認ができるもの、代理人の場合は委任状が必要です。

■縦覧期間 4月1日(水)から6月30日(火) ※土曜日、日曜日、祝日を除く

■縦覧手数料 無料です。なお、縦覧期間中は自分の資産の閲覧も無料です。

■縦覧場所 役場税務課窓口、各支所

■価格に不服がある場合 縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月以内に、文書で固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

問合せ/課税担当（内線1111・1114）

国民健康保険税の納め忘れはありませんか

令和元年度の国民健康保険税は3月2日で全ての納期が終了します。いま一度納め忘れがないかをご確認いただき「納付したか分からない」「納付書を紛失してしまった」「事情があってすぐに納付ができない」などの場合は、下記担当までご連絡ください。

また、令和元年度分の町税滞納者に対して、4月中旬に町税催告書を送付します。納め忘れや、もろもろの事情があるかと思いますが、速やかに納付できない場合は必ずご相談ください。

納税されず、相談も無い場合には、滞納処分が執行されます。

本年度の債権調査 差押件数

■債権の調査 720件

■債権の差押 124件

（令和2年1月末現在）

納税には納め忘れのない口座振替をお勧めします。

問合せ/収納対策担当
（内線1115・1116）

通院等乗合ハイヤー 試行運行のお知らせ

買い物に行く際に家族の方などから送迎の支援を受けられない方を対象に、自宅から町立別海病院または交流館ぷらとまでの区間で、通院等乗合ハイヤーの試行運行を行っています。

利用を希望される方は、事前に利用者登録申請をしてください。

ただし、下記に該当する方は利用できません。

- ①路線バスが運行している市街地および運行路線からおおむね500m以内の方
- ②福祉有償運送、外出支援サービスを利用できる方
- ③移動支援事業、居宅介護通院等介助、同行援護等を利用できる方
- ④乗降および乗車中に支援が必要となる方

■申請書配布場所および提出先

役場福祉課・介護支援課窓口、車両センター、各支所、各連絡事務所

※申請書は町ホームページからもダウンロード可能です。また、郵送でも申請が可能です。

問合せ/車両管理担当 TEL 79-5202

防災交通課から

本町では、路線バスが運行していない地区に居住している方のうち、運転免許証を有しない65歳以上の高齢者の方、または障害者手帳等の交付を受けている方で、通院や



町ホームページ検索キーワード

通院等乗合ハイヤー

